

答申第182号
平成28年8月5日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成28年1月28日神市市勤第760号により諮問のありました下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

「勤労会館目的外使用料金表」の公開決定に対する不服申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

「平成 26 年 10 月 1 日以降に目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金を記した文書又は料金表」の請求に対して、「神戸市勤労会館の利用料金の承認通知書」及び「神戸市公報第 3355 号（神戸市告示第 756 号）」を特定した公開決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

神戸市勤労会館大ホールの午後使用の料金について、

1. 神戸市内に在住または在勤者で神戸市に税金を支払っている代表者で組織する団体が社交ダンスで使用する場合の利用料金を指定管理者に指示した文書
2. 神戸市外に在住、在勤者で神戸市に税金を支払っていない代表者で組織する団体が社交ダンスで使用する場合の利用料金を指定管理者に指示した文書
3. 上記 1. 2 の団体を同一料金にすることを指定管理者に指示した文書
4. 神戸市告示第 756 号の 1 の備考 4 の目的以外の目的のために施設を使用するときの施設の利用料金の額は、平成 26 年 9 月 30 日までの利用にかかるものは上表に定める額の 5 倍の額とし、平成 26 年 10 月 1 日以降の利用にかかるものについては、次に定めるとおりとする。と記載しているが、平成 26 年 10 月 1 日以降に目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金を記した文書又は料金表。
5. 神戸市勤労会館条例第 10 条第 2 項を神戸市告示第 756 号の(1)(2)(3)に変更した理由又は経緯を記した書類

- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、上記 1,2,3 について公文書を保有していないことによる非公開決定を行うとともに、上記 4,5 については神戸市勤労会館指定管理者応募要領、勤労会館指定管理者指定申請書、神戸市勤労会館にかかる利用料金等の承認申請書、神戸市勤労会館の利用料金の承認通知書及び神戸市公報第 3355 号（平成 26 年 4 月 1 日）を特定し公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- (3) これに対し、申立人は、目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金を記した文書又は料金表の備考 4 の(1)(2)(3)の料金のどれがそれに該当するのか不明であり、公開決定通知としては不適正であるとして、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 28 年 1 月 13 日受付の異議申立書及び平成 28 年 3 月 10 日、5 月 2 日及び 5 月 25 日受付の意見書及び平成 28 年 6 月 28 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア 神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する設置目的は、「市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するため、神戸市勤労会館を設置する。」と記載があり、市内の勤労者を特定している。それに加えて、神戸市広聴第〇〇号の本文 2 行目においても、「勤労会館はご指摘のとおり、市内在住または在勤の方の福祉の増進を図ることを設置目的の一つとしている。」と記載がある。すなわち、神戸市外に在住、在勤者が代表者で組織する団体が施設を使用する場合は市外の勤労者となり、神戸市勤労会館条例第 10 条第 2 項に記載がある第 1 条の目的以外の目的に使用する場合に該当するのは明らかである。よって神戸市勤労会館条例第 1 条の規定は、使用申請者の住所地に制限を設けていることになる。

イ 神戸市公報第 3355 号（神戸市告示第 756 号）の備考 4 に「営利又は神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの施設の利用料金の額は、平成 26 年 9 月 30 日までの利用にかかるものは、上表に定める額の 5 倍の額とし、平成 26 年 10 月 1 日以降の利用にかかるものは、次に定めるとおりとする。」との記載があるが、(1)については営業行為、(2)については入場料、受講料等が 3,000 円を超えた場合、(3)については上記以外の営利目的に使用する場合で、(1)(2)(3)は、神戸市勤労会館指定管理者指定申請書の「4. 利用料金設定の考え方」の具体的な料金設定の 4 行目に「【その他】営利的利用に対する料金の段階化。条例で規定された 5 倍料金の 3 倍料金を追加し、企業が利用しやすい環境を整える。」と記載がある。

ウ それは神戸市勤労会館条例第 10 条第 2 項の「営利その他第 1 条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、別表に定める額の 5 倍の額」の営利についての料金であって、目的以外の目的のために使用する場合については、この(1)(2)(3)のいずれにも該当せず、よって「その他第 1 条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、別表に定める額の 5 倍の額」に該当する市外の勤労者が施設を使用する場合の料金が明らかにされていない。

エ 実施機関が、この目的以外の目的のために施設を使用したときの利用料金を記した文書又は料金表を適正に公開したとすれば、目的以外の目的に該当する市外の勤労者が使用する場合の料金を料金表において指定できるはずである。神戸市勤労会館条例第 10 条第 2 項に規定する設置目的以外の目的に該当する市外の勤労者が使用する利用料金を知るために請求を行なったもので、条例第 1 条の市民の知る権利をあいまいな説明で終始し、申立人が求める文書の特定が間違っている。

オ また、実施機関は当初、「平成 26 年 9 月 30 日までの利用にかかるものは、基本となる料金表の 5 倍の額を、10 月 1 日以降の利用にかかるものは、(1)又は(2)で利用する場合は料金表の 5 倍の額を、(3)で利用する場合は料金表の 3 倍の額を適用

するものと規定している。」として公開は妥当だと主張していたにもかかわらず、その後、訂正された理由説明書では、「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を利用するときの利用料金の額については、備考に規定していない」。したがって「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金の額」は基本となる料金表の額がそのまま適用されることになるとして、二通りの違った理由を説明している。

カ いずれにしても、指定管理者指定申請書の利用料金設定の考え方に「利用料金は、現行神戸市勤労会館条例・規則で定める額を基本とします。」と記載があり、平成 26 年 10 月 1 日以降の利用にかかる「目的以外の目的」に施設を利用するときの利用料金は、料金表に定める額の 5 倍が適用されることが明らかであり、はっきり示すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 28 年 2 月 12 日、3 月 17 日付の公開理由説明書、平成 28 年 5 月 28 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア 本件請求「平成 26 年 10 月 1 日以降に目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金を記した文書又は料金表」において、「神戸市勤労会館の利用料金の承認通知書」及び「神戸市公報第 3355 号（神戸市告示第 756 号）」を特定し公開した。これらには、「1.神戸市勤労会館の利用料金の額 (1)施設の利用料金」として、まず基本となる料金表を示したうえで、「備考」において利用料金にかかる特別な取り扱い等について規定を設けている。その「備考 4」において、営利目的のために施設を使用するときの取り扱いとして、「平成 26 年 10 月 1 日以降の利用にかかるもの」は、使用内容に応じて料金表の 5 倍もしくは 3 倍の額を適用する旨、規定している。

イ 一方、「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金の額」については、備考に規定していない。したがって、「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金の額」は、基本となる料金表の額がそのまま適用されることになる。平成 26 年 10 月 1 日以降に目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金は、公表した公文書において明らかであり、本件決定は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求した「平成 26 年 10 月 1 日以降に目的以外の目的のために施設を使用するときの利用料金を記した文書又は料金表」において実施機関が公開した「神戸市勤労会館の利用料金の承認通知書」及び「神戸市公報第 3355 号（神戸市告示第 756 号）」以外に文書が存在するか否かが争点となる。

以下検討する。

(2) 本件請求資料の存否について

実施機関によると、神戸市勤労会館の利用料金の額については、施設の利用料金として、まず基本となる料金表を示したうえで、「備考」において利用料金にかかる特別な取り扱い等について規定を設けている。

料金表の「備考 4」において、「営利」の目的のために施設を使用するときの取り扱いとして、「平成 26 年 10 月 1 日以降の利用にかかるもの」は、使用内容に応じて料金表の 5 倍もしくは 3 倍の額を適用する旨規定しており、また、「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの施設の利用料金の額」については、特段「備考」に規定していないため、基本となる利用料金表の額がそのまま適用されることになっているとしている。

したがって、実施機関としては、既に公開した文書以外に保有していないとしている。

審査会は、実施機関が本件請求において公開した「神戸市勤労会館の利用料金の承認通知書」及び「神戸市公報第 3355 号（神戸市告示第 756 号）」を見分したところ、「神戸市勤労会館条例第 1 条に規定する目的以外の目的のために施設を使用するときの施設の利用料金の額」は、「備考」に規定がなく、この場合、基本となる利用料金表の額がそのまま適用されるとのことであるので、既に公開した文書以外に保有していないとしている実施機関の主張は是認することができる。

したがって、実施機関が行った本件決定以外に申立人が主張するような文書の存在は窺えず、本件決定は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成28年1月28日	—	* 諮問書を受理
平成28年2月12日	—	* 実施機関から公開理由説明書を受理
平成28年3月10日	—	* 申立人から意見書を受理
平成28年3月17日	—	* 実施機関から公開理由説明書（訂正）を受理
平成28年5月2日	—	* 申立人から意見書を受理
平成28年5月25日	—	* 申立人から意見書を受理
平成28年5月30日	第297回審査会	* 実施機関の職員から公開理由等を聴取 * 審議
平成28年6月28日	第298回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成28年7月25日	第299回審査会	* 審議